

第25回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成24年5月28日（月） 13：00－14：30

場 所：経済産業省本館2階 西8共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

1. 国内クレジット制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について

- ・ 資料1に基づき、国内クレジット制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について事務局より説明。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ買取法」という。）の施行及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）の廃止に伴う方法論の改定案について事務局より説明し、了承された。

2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに提出のあった23件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は2件）について事務局より報告が行われた。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、各種承認要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、60件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業5件）について承認された。

3. 国内クレジットの認証

- ・ 資料4に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、各種認証要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、69件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業2件）について認証され、計44,977 t-CO₂の国内クレジットが発行された。

4. その他

- ・ 次回委員会は、平成24年7月30日（月）14：00～15：30に開催する予定とした。

5. 委員の発言及び質疑

<国内クレジット制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について>

(熊崎委員)

- ・ 資料1には、「以下の方法論を適用する排出削減事業については、固定価格買取制度の対象となる可能性があるため留意が必要である」と記載されているが、この「以下の方法論」が固定価格買取制度の対象となるかどうかは、まだ未定ということなのか。
- ・ また、「バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設」が固定買取制度との関係で留意すべき方法論として挙げられているが、今後は既設のボイラーを活用した Organic Rankine Cycle (ORC) という技術を用いた発電方式の導入が進むと思われる。これは発生した熱の2割程度を用いて発電するものであるが、このようなものでも買い取りの対象となるのか。

(事務局)

- ・ 「以下の方法論」のうち、注釈が付されているもの以外については、固定買取制度の対象となる。
- ・ また、ORCによって発電された電気についても、バイオマス由来かつ既存用途へ影響しない事業であれば買い取りの対象となると考えられる。

(松橋委員)

- ・ 買い取られた再生可能エネルギー電気に付随する環境価値は、買い取った側に帰属するという事務局の考え方で良いと思う。他方で、固定価格買取制度においては、回避可能原価と固定価格のコストは広く国民が負担することになるため、論理的にはその環境価値は国民に帰属することになるという考え方があっても良いのではないかとも思われる。
- ・ その場合、各個人に配分されるクレジットの量は微々たる量になると思われるが、個人レベルのインセンティブにはなると思う。制度として今すぐに対応することは困難であると思われるが、コスト負担者が環境価値を取得するという考え方に基づいて、ICTが発達しスマートメーター等の導入が進んだ将来においては、クレジットを国民に配分する制度設計も考えていただければありがたい。

(事務局)

- ・ ご指摘のとおりであると思う。以前、RPS法の制度設計の際にも、新エネルギー部会で同様の議論があったと記憶している。現在は、ご指摘のあったスマートメーターの普及といった様々な課題もあって、電力係数の改善に反映しているところであるが、将来的にICTが発展し技術的に対応が可能となれば検討していきたい。

(大塚委員)

- ・ 松橋委員の論点については将来的に議論して頂きたいと思う。法制的な面から考えると、今回の整理案は再エネ買取法の具体的な政令・省令を踏まえたものであると思うので、その点をご説明頂きたい。

(事務局)

- ・ 買い取られた電気的环境価値は、一般の電力会社の送電網に入るため一般の電力会社が一義的にはストックするが、今回の再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、新電力（PPS）の需要家も広くコストを負担することになっている。従って、一般の電力会社の係数だけが改善し、新電力の方の係数は改善しないということでは不公平であることから、負担額に応じて、一般の電力会社と新電力の間で環境価値が按分されるという形で制度的な手当てがなされている。この考え方とも、国内クレジット制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係は整合的だと考えている。

<その他（各種参考資料について）>

(棕田委員)

- ・ 参考資料3の投資回収年数の情報に関して、太陽光発電設備の導入の方法論について、投資回収年数が0年や1年というものがあるが、これは排出削減事業として認められているのか。
- ・ コージェネレーションの新設や電気自動車の新規導入などの方法論について、一般的に想定される投資回収年数からかけ離れた年数を示す事業が見受けられる。今後はこのような外れ値に関しては、事業の背景などの説明を頂ければありがたい。

(事務局)

- ・ 御指摘のあった、太陽光発電設備の導入に係る方法論に関する事業については、プログラム型に参加した家庭における事業をお示ししており、この資料では、データとして把握できたもの全てを示しているが、投資回収年数が3年未満の事業は承認されていない。
- ・ 外れ値については、次回以降精査して提示できるようにしたい。

(松橋委員)

- ・ 各方法論ごとの投資回収年数のデータは研究現場や行政の立場からみて、非常に価値があるものだと思う。そのため、国内クレジットのエビデンスとしてだけでなく、公開していただきたい。

(事務局)

- ・ 公開できるものについては、公開していきたい。

以上
文責：事務局